

綾瀬市勤労者生活資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に居住する勤労者の生活条件の改善向上を促進するため、勤労者生活資金（以下「生活資金」という。）を市が取扱金融機関に預託し、貸付けを行い、もって勤労者の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「取扱金融機関」とは、本制度を実施するため市長と預託契約を締結した金融機関をいう。

(預託金)

第3条 市長は、取扱金融機関に貸付資金として予算に定める範囲内の金額を無利息で預託するものとする。

2 前項の預託金は、毎年4月1日に預託し、翌年3月31日に返却を受けるものとする。

(貸付金の総額)

第4条 取扱金融機関の貸付金の総額は、前条の規定に基づき預託を受けた金額と同額とする。

(貸付金の用途)

第5条 生活資金は、次の各号のいずれかにこれを充てなければならない。

- (1) 自己及び親族の医療に要する経費
- (2) 自己及び親族の学校その他教育を受けるための経費
- (3) 自己及び親族の冠婚葬祭に要する経費
- (4) 生活向上又は改善に必要な物品の購入に要する経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

(対象者)

第6条 生活資金の貸付けを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記載され、かつ、市内又は市外事業所に勤務している者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けを受けることができない。

- (1) 返済能力がないと認められる者
- (2) 既に生活資金の貸付けを受けている者で、当該貸付金の返済を終了していない

者

(3) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条4号に掲げる暴力団員等又は同条5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当する者

(4) その他市長が適当でないとする者

（貸付けの内容）

第7条 取扱金融機関が対象者に貸し付ける際の貸付額、貸付利率等は、別表に定めるところによる。

（借入れの申込み）

第8条 貸付けを受けようとする者は、取扱金融機関の貸付申込書により申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みは、取扱金融機関の基準に従い行うものとする。

（貸付け）

第9条 取扱金融機関は、前条の申込みを受けたときは、直ちに所要の審査を行い、貸付けを決定したものについては、速やかにこれを行うものとする。

（報告）

第10条 取扱金融機関は、月ごとに次の各号に掲げる事項を当該各号に定める書類により、各月の翌月の末日までに市長に報告しなければならない。

(1) 各月の貸付実績 綾瀬市勤労者生活資金貸付実績報告書（第1号様式）

(2) 各月の返済延滞状況 綾瀬市勤労者生活資金返済延滞状況報告書（第2号様式）

(3) 各月の返済完了状況 綾瀬市勤労者生活資金返済完了状況報告書（第3号様式）

（調査等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、取扱金融機関の貸付状況を臨時に調査し、又は報告を求めることができる。

（協議）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市と取扱金融機関が協議して定めるものとする。

附 則（昭和58年綾瀬市告示第37号）

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降取扱金融機関から生活資金を借り入れた者から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以降取扱金融機関から生活資金を借り入れた者から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第7条関係)

項 目	内 容
貸付額	200万円以内
貸付利率	預託契約書に定める利率による
返済期間	5年以内
返済方法	元利均等割賦返済(半年賦返済併用可)
保証	各取扱金融機関の規定による。

第1号様式(第10条関係)

綾瀬市勤労者生活資金貸付実績報告書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

取扱金融機関名

代表者職・氏名

年度 月分の貸付実績を次のとおり報告します。

住 所	氏 名	勤 務 先	資 金 使 途	貸付額 (千円)	貸付期間	備考
綾瀬市						
貸付残額						円

